

議案第71号

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を「省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の一部改正)

2 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削り、附則第6項を附則第2項とする。

提案理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義の見直し等を行うため、本案を提出する。